

米粉用米の利用について

1. 米粉用米の対象の定義

米粉用米の対象の定義については、「米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則」（平成21年農林水産省令第41号）において、「米穀粉又はピューレー状若しくはゼリー状の加工品であって、米穀以外の穀物の加工品に代替して用いられるもの」と定義。

また、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成26年4月1日付け25生産第3578号付け生産局長通知）において、「米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途」であって、加工用米を除くものと定義。

2. 米粉用米の対象の判断

1のとおり、米粉用米を利用する場合は、①米以外の穀物の代替であるか、②パン・麺等の加工用米の用途以外の用途に該当するか、の観点で判断。

①については、ジャガイモの代替でも対象となるかとの質問も受けるが、「穀物」の定義には該当しないため、米粉用米の対象とならないことに留意。

【参考】米穀以外の穀物：麦類、トウモロコシ、豆類

また、単に従来の用途ではない新しい用途だから米粉用米の対象となるかとの質問も受けるが、新しい用途であっても米以外の穀物の代替となるものでなければ、米粉用米の対象とならないことに留意。

②については、用途の代表例として「パン・麺」が挙げられているが、「パン・麺等」の「等」には菓子なども含まれている。

ただし、菓子などの場合は、加工用米の用途に該当するものは対象とならないことに留意し、商品の表示に米菓等の加工用米の用途の表示が行われていないこと、米菓等の加工用米の用途と異なる形状、食感、フレーバーであることかつ、米粉用米の用途に該当するか判断（米菓や団子のような加工用米の用途と判断されるものは対象外）。

したがって、〇〇の用途であれば一律に米粉用米の用途に該当するというものではないので、似たようなものであっても判断が異なる場合もあることに留意。

米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）
（新用途米穀加工品の範囲）

第一条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 米穀粉又はピューレー状若しくはゼリー状の加工品であって、米穀以外の穀物の加工品に代替して用いられるもの
- 二 米穀がその原材料として用いられた飼料

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領

（平成26年4月1日付け25生産第3578号付け生産局長通知）

別紙2 新規需要米について

第2 新規需要米の用途

1 用途

新規需要米とは、次に掲げる米穀又は稲をいい、本要領第4の（1）の加工用米、本要領第5の備蓄米及び醸造用玄米（農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号。以下「規格規程」という。）第1の2に定めるものをいう。以下同じ。）を除くものとする。

- （1）飼料用
- （2）米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）
- （3）稲発酵粗飼料用稲（以下「WCS用稲」という。）
- （4）青刈り稲・わら専用稲（飼料作物として用いられるものに限る。）
- （5）新市場開拓用（（1）、（2）を除く、内外の米の新市場の開拓を図ると判断される用途に供される米穀。輸出用日本酒の原料に供するものに限り、醸造用玄米を含む。）

【参考】別紙1 加工用米について

第2 加工用米の範囲

2 使途

加工用米の具体的な使途は、米の既存の加工用途であって次に掲げるものとする。

- （1）清酒、しょうちゅうその他米穀を原料とする酒類
- （2）加工米飯（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）
- （3）みそその他米穀を原料とする調味料
- （4）米穀粉、玄米粉その他これらに類するもの
- （5）米菓その他米穀を原料又は材料とする菓子
- （6）玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スターチ、いり玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
- （7）その他政策統括官が特に必要と認めた使途